様

緊急防災措置命令書

は、都市計画法第 条に違反しており、災害発生のおそれがあるので、同法第81条第1項の規定に基づき、至急下記の措置をすることを命ずる。

平成 年 月 日

出雲市長即

記

命ずる措置

工事の停止

防災工事の実施

防災工事設計図書を出雲市長に提出し、承認を受けた後、

平成 年 月 日までに施工すること。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、島根県開発審査会に対して審査請求をすることがで きます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起するこ とはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をするこ とや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。